

賛否などの態度決定に至った理由・討論

令和5年3月定例会	
議案番号 議案名	第96号 訴えの提起について
議員名・会派名等	ミール計恵 日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。</p> <p>非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容（抜粋）を掲載いたします。</p> <p>日本共産党のミール計恵です。会派を代表して反対の討論をいたします。本議案は市が新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内の持分一部移転請求権仮登記の設定のある土地を購入したが、仮登記の10年の消滅時効の完成に伴い、当該権利の仮登記の抹消を行う訴えを提起するものです。</p> <p>審査では、訴える前に相手方との協議は行ったのか、なぜ裁判なのか、相手方の主張はどのようなものか、勝訴見込みや訴訟期間などについてお聞きしました。</p> <p>相手方と協議を行ったかについては何度か確認してようやく「努力をした」という答弁がありました。しかしながら相手方の主張や勝訴見込み、また訴訟期間についても、「訴訟に関することであるため答弁できない」と訴えの必要性を判断するための答弁はほとんどありませんでした。</p> <p>これまでも市が訴えを起こしたことはありましたが、例えば令和2年6月に議案が提案された、「訴えの提起」は「救急デジタル無線の入札にかかる談合事件」に関するものですが、この件では市は非常に詳細に訴えに至るまでの経緯や相手方の主張などを時系列で報告しています。なぜ今回は一切明らかにできないのでしょうか。</p> <p>さらに、これまでの審査でも、本区画整理事業の争点となっている、地権者の合意形成の進捗や新松戸駅快速停車の調査報告も一切明らかにされず、事業の妥当性も判断できません。</p> <p>このような状況から我が会派もこの間一貫してこの計画の凍結・見直しを求めています。これまでに若干の計画の修正はありましたが、その修正が減歩率などに与える影響についても計画を進めていく中で分かっていくことだと、地権者への影響なども答弁をしていません。</p> <p>したがって、我が会派としてもこの地域の狭あい道路や駅前広場、下水道の整備などの課題は認識し対応は必要と考えますが、現段階で市が進める本区画</p>

整理事業には進め方、マンションありきの計画など賛成できません。さらに本訴訟は区画整理事業のための土地購入に伴う持ち分一部移転請求権仮登記抹消請求の訴えであり、訴えを提起することの必要性はあるのかもしれませんが、審査では「訴訟に関することのため」との理由で詳細は一切明らかにされず、訴訟の必要性を判断できず反対を申し上げ討論といたします。

2023年3月23日 本会議 討論
日本共産党のミール計恵です。